舟形町特殊詐欺防止機能付電話機等購入費補助事業の概要

●事業概要

町内における特殊詐欺及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害の未然防止を目的として、迷惑電話防止機能を有する電話機及び機器を購入する費用に対し、予算の範囲内で補助します。

●事業内容

1．補助金が交付される期限

令和８年３月31日まで

2．補助対象となる電話機等

①補助対象となる機器

電話の着信時に、**相手に対し自動で「通話内容を録音する旨の警告メッセージ」を流した後、通話内容を自動で録音する機能を有する**、特殊詐欺を防止するための固定電話機（ファックスを含む）又は固定電話機に取り付ける機器

②補助対象となる経費

電話機等の購入に要する費用

※ 電話機等の設置に要する費用、付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は対象外となります。
※ 補助の対象となる電話機等は、未使用のもので、１世帯につき１台に限ります。

3．補助対象となる方

町内に住所を有し満18歳以上で、次の条件を満たす方

※ 対象機器を本町内において設置し、迷惑電話防止機能等を適切に設定し、それを町から電話し確認することに同意した方であること。
※ 機器を設置後に生じた迷惑電話による損害について、町が一切の責任を負わないことについて了承した方であること。
※ 町税及び上下水道料金を滞納していないこと。
※申請者の属する世帯の世帯員が、過去にこの要綱による補助金、また国、県、その他団体から同様の補助金等の交付を受けていないこと。
※ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4．補助金の額

電話機等の購入費用の３／４の額
（上限10,000円、1,000円未満切り捨て）

※ 電話機等の購入時の領収書（申請者の氏名、品名、事業者名、日付の記載があるもの）の提出が必要です。
※ 購入した電話機等のカタログ又は取扱説明書の写しを添付してください。
※ 年度内に申請してください。
※ 令和７年4月1日以降に購入した機器が補助対象となります。

※ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
舟形町役場　住民税務課　生活安全係
電話　32-0155（直通）